

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議

第1回 議事要旨

■日時：2021（令和3）年10月1日（金）13:30～15:30

■場所：WEB会議形式

■議事：

1. 開会
2. 国土交通省挨拶
3. 委員紹介
4. 座長挨拶

➤ 東洋大学 高橋名誉教授 座長挨拶

ただいまご紹介頂きました東洋大学の高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年度までの建築設計標準の見直しの検討会の座長に引き続きまして、本日のフォローアップ会議の進行を務めさせて頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから一言ご挨拶いたします。これまで繰り返し建築設計標準が改正されてきましたが、このフォローアップ会議は非常に重要だと思います。先日9月29日（水）の午後に、国土交通省バリアフリー政策課が事務局の全国の評価会議が開催されました。今日集まりの多くの方々も参加されていたかと思っております。建築設計標準をつくただけではなくて、この後どのように進めていくのか。なおかつ、オリンピック・パラリンピックが無事終了し、いよいよ全国各地のバリアフリーの水準を上げていく段階に到達してきています。まさに出発点ではありますが、全国への展開を考えたとき、これまでの大都市を中心としたものから、地方との格差是正がとても重要なキーワードの1つだと思います。

そのためには、この建築設計標準を共有財産として、皆様と一緒に理解をして、そして地域で進めていくことが重要です。今日も全国各地の先進的な事例が紹介される予定です。そのような取組をベースにし、利用者や地域の様々な特性を踏まえ、地域において多様な展開をしていくこと、全国の統一した建築設計標準ではあるが、柔軟に、かつ推進力を高めながら地域のバリアフリー水準を高め、促進していくことが大変重要だと思います。

まさに、建築物のスパイラルアップのスタートになります。ぜひ皆さん、様々な角度からご発言頂きまして、闊達なフォローアップ会議にさせて頂ければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

5. 議事

- (1) 本会議の設置について
- (2) バリアフリー法の概要について
- (3) 国土交通省住宅局におけるバリアフリーに関する取組
- (4) 地方公共団体におけるバリアフリー化に関する条例等の取組

以下資料について、国土交通省住宅局参事官付より説明

- 資料3 会議の設置主旨
- 資料4 バリアフリー法の概要

- 資料5 国土交通省住宅局におけるバリアフリーに関する取組
- 資料6 地方公共団体におけるバリアフリー化に関する条例等の取組

○意見交換

【東洋大学 高橋座長】

- 資料3から6について、今ご説明ありましたように、これまでの過去の建築設計標準の取組、あるいは国の取組、法改正の動きについて紹介がありました。事業者の方々も含め、遠慮なくご発言頂ければと思います。

【全日本ろうあ連盟 唯藤委員】

- ご説明により、今までの議論の内容がいろいろレベルアップされている状況がよく分かりました。よかったですと思います。地域の格差については、なくしていけるように期待しております。
- 記載があるかわからないのですが、トイレの個室で、何か起きた場合に光で知らせるものを必ず記載して頂きたいと思います。また、エレベーター内のモニターもできるだけ記載して頂きたいと思います。この2点について、ぜひお願いします。
- 劇場について、聞こえない私の立場から言いますと、演劇に興味があるのですが、セリフなどが分からないという壁があります。今後は文字の字幕などで情報が取れるような方針を決め、聞こえないものも楽しめるような状況をつくって頂きたいと思います。
- 条例に合わない地域は、その地域に合わせた内容に変えていくという説明がありましたが、その場合も、当事者の会議参画、当事者の参画という条件をぜひ設けて頂きたいと思っております。

【日本視覚障害者団体連合 橋井委員代理（三宅）】

- 条例について、例えば都道府県単位でも条例はあるか教えて頂きたい。また、市レベルより小さい単位の町村レベルでもまちづくり条例的なものが事例としてあるかお聞きしたい。
- 今年3月末に公表された建築設計標準において小規模店舗における記載が追加されたことによって、直ちに条例化や条例改正などの動きがあるかについて教えて頂きたい。

【事務局】

- 唯藤委員より意見のあった、トイレの中の個室のフラッシュライト、エレベーター内のモニターについては本日配布の資料には記載はありませんが、建築設計標準に記述があります。記載されている内容を設計者や事業主へしっかりと周知を図っていくことが必要と考えております。
- 劇場の字幕については、把握できていないところですので、確認させていただければと思います。
- 地域における当事者参画が大事とのご指摘について、設計段階で当事者からご意見をお聞きし、実際の建築設計、施設運営に活かしていくことは重要な視点だと思いますし、むしろどういった方が利用されるのかというのを想定して建築物を計画するというのは当たり前の視点なのではないかと思えます。
- 建築設計標準では、新国立競技場の整備事例で、当事者参画とその重要性について記載していますが、これをどうやって広げていくのかが今後重要になってくると思っております。様々な事例について一度整理させて頂き、どのように展開していけるのかを考えていきたい。引き続き皆様とも意見交換させて頂きたいと思えます。
- 三宅委員代理より質問のあった条例について、条例は都道府県でも市でも町村でもつくることができます。実際には、都道府県が策定している場合が多く、バリアフリー法に基づく条例、20団体あ

ると申し上げましたが、そのうち 14 が都と府と県です。また、自主条例については、全てを把握できているわけではありませんが、都道府県単位では全て網羅されている状況です。都道府県に加えて、市町村でも別途つくっているところもたくさんありますが、いくつ作っているかまでは手元にデータがございません。町村レベルでも作っているところはあると理解しております。

- 小規模店舗の改訂を受けて地方公共団体で条例改正の動きがあるのかというご質問について、条例改正やマニュアルへの盛り込みなどの動きが出てきていることは把握していますが、網羅的に整理ができているわけではありません。後ほど調査項目で説明させて頂く予定ですが、今後把握していきたいと考えています。

【東洋大学 高橋座長】

- 建築設計標準の策定作業に関わってきましたので、私から今のお二人のご質問に対して補足します。
- 聴覚障害者への緊急情報の提供は、ようやくここ数年進んできて、今後は特にトイレ周りで急速に進むのではないかと認識しています。
劇場の字幕等については、まだ少ないですが全国各地でモデル的な事業として随分前から取り組んでいるところもあると思います。映画そのものに字幕がつけられているケースもたくさん出てきておりますので、もう少し声を大きくしながら進めていく必要があると思います。
- 当事者参加については、2003 年の建築設計標準の改正のときから本格的に当事者参加に関する文章を追記して頂きました。それから随分たつので、そういう点では、まだまだ進んでいませんが、18 年前から国からの発信はしています。
- 今回の建築設計標準の見直しに伴って地方公共団体のマニュアルや設計のガイドライン等の見直しがあるかについては、私も全て把握し切れていませんが、かなりいろいろなところで動いているのではないかと思います。関東のエリアでも、複数の自治体で取組、あるいは既に規則等の改正が進んでいるところもあります。
- それでは、次の議題に移らせて頂きます。議事の 5 から 7 まで順次説明をお願いします。

(5) 関係省庁、地方公共団体及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組

➤ 資料 7-1 文部科学省における学校のバリアフリー化に向けた取組

➤ 文部科学省施設企画課より説明

- 文部科学省における学校のバリアフリー化に向けた取組について紹介します。
- 資料 1 p 目、公立の小中学校等施設については、特別特定建築物となり、2,000 m²以上の新築、改築、用途変更が基本的に適合義務となりました。小中学校は、基本的に 2,000 m²以上がほとんどですので、新築、改築するときにはその多くが建築物移動等円滑化基準に適合をしなければならないという扱いに変わりました。さらに、2,000 m²未満や既存の建築物についても努力義務が課せられたのが大きな変化です。
- 資料 2 p 目、文部科学省では、平成 15 年のハートビル法の時代から、学校施設についてバリアフリー化を行うため、学校施設バリアフリー化推進指針をつくり、周知を促して来ました。この指針には、学校施設をバリアフリー化するときの計画設計上の留意点などが整理されており、教育委員会等に周知しています。令和 2 年のバリアフリー法の改正を受け、新たに有識者会議による提言を踏まえて、学校施設バリアフリー化推進指針を改訂しました。こちらの有識者会議では高橋先生にも大変お世話になっております。

- 資料 3p 目は、国としての取組です。指針も踏まえ、バリアフリー法の基本方針の目標期間に順じて、令和 3 年度から令和 7 年度末までの 5 年間に集中的な整備期間と定め、整備目標を定め、目標達成に向けた取組を実施しているところです。
- 公立の小中学校では車椅子利用者用トイレ、エレベーターが一番大きな課題になりますが、令和 2 年度に調査したところ、校舎のエレベーターの整備は 27%で、進んでないところが多くあるのが現状です。老朽化した学校施設はかなり多いですが、これらを新築するときには基本的にバリアフリー整備することになります。また、既存の建物を改修して使うことがかなり多いです。既存建築物は努力義務となりますが、エレベーター、スロープ、トイレなど、国交省の法律上の基準に適合するように改修を促しています。
- バリアフリー化の工事の国庫補助については、これまで改修については 3 分の 1 の補助だったものを 2 分の 1 へ引き上げ、国庫補助を手厚くしています。
- 資料 4p 目、国の目標におけるエレベーターの範囲について、教育委員会のほうに周知していくということが課題になっています。資料では、上に掲げた 2 つ、鉛直型段差解消機や斜行型の解消機のように車椅子そのものが乗れるものは法的に適合、下にある 2 つ、階段昇降車や階段昇降機のように、車椅子ごと乗れないものや他の人の介助を必要とするようなものについては法的には認められない、ということを整理し、教育委員会にも周知を図っていくことが必要と思っております。
- 資料 5p 目、整備目標や補助制度のかさ上げについて、文部科学省として、国公私立全体、地方自治体についても通知を発出して周知しているところです。
- 今後自治体において整備を進めていくことになり、いろいろな課題が出てくると思います。予算上の課題であったり、既存の施設に入れるときのスペースの問題であったり、または工事を新たにするときには他の法的な既存不適合が出てきて一体的な整備を考えなければいけない、自治体としての学校全体の老朽化対策の中、どこでバリアフリー化を入れていくかなど、様々な課題について解決策を見出せるように、文部科学省としては事例集を作成する、あるいは相談窓口をつくって、そこで自治体の方が相談できるようにするという施策を今後進めることで、一層のバリアフリー化の促進を進めていきたいと思っています。

➤ **資料 7-2 鳥取県におけるバリアフリーに関する取組**

➤ **鳥取県生活環境部くらしの安心局 住まいまちづくり課 景観・建築指導室より説明**

- 鳥取県の福祉のまちづくり条例の制度概要等について紹介します。
- 資料 2p 目、鳥取県では平成 8 年に県独自のバリアフリー基準を規定した条例を制定し、床面積 500 ㎡未満の小規模建築物も含め、建築物等のバリアフリー化の努力義務を規定しました。
- その後、国のバリアフリー法が制定されたことを受け、平成 20 年に福祉のまちづくり条例を法に基づく条例として全部改正し、特別特定建築物はバリアフリー基準への適合を義務化しました。
- 資料の修正です。平成 20 年の法の上乗せ条例の中にポチが 3 つあり、最後のポチで「適合義務対象床面積を引下げ」と赤字と記載しています。その括弧書きにある「全用途 0 ㎡以上から適用」について、「全用途 100 ㎡以上から適用」に修正ください。平成 20 年には全用途 100 ㎡以上に改正し、その後の平成 28 年に全用途 0 ㎡以上となりました。
- 平成 20 年の改正で、特別特定建築物の用途の追加、対象床面積の引下げ、バリアフリー基準にベビーチェアや音声誘導装置の設置義務化など独自基準を付加しました。

- また、条例施行後、定期的な見直しをしており、平成 24 年にはオストメイト用設備の整備基準、平成 28 年には多機能トイレの分散化を促進する基準の追加、また、ホテル・旅館に車椅子使用者室以外に聴覚障害者用客室の設置を義務づける基準を追加しました。
- 条例の見直しの際は、施設利用者、施設提供者、建築関係団体などで構成する鳥取県福祉のまちづくり推進協議会整備基準専門委員会を設置し、ご意見をいろいろ伺いながら検討を進めております。
- 資料 3 p 目は、本県条例の対象施設の一覧の表です。本県の場合は、移動等円滑化経路を構成する敷地や出入口に関する基準については 0 m²から適合義務が生じます。
- 資料 4 p～5 p にわたり、バリアフリー基準へ付加した基準をまとめています。個別の説明のほうは割愛させていただきます。
- 資料 6 p 目は、小規模建築物の取組です。令和 3 年 10 月 1 日施行で、バリアフリー法施行令の一部が改正され、床面積 500 m²未満に引き下げた特別特定建築物に対し、従来のバリアフリー基準に比べ緩和された基準が規定されました。本県では、小規模建築物に対して現行のバリアフリー基準が維持されるよう条例改正を行いました。
- 廊下幅を例に表を作成しています。表の中の「区分」にあるように、法で義務づけする 2,000 m²以上の建築物と、条例で適用規模の引下げを行った 500 m²未満から 2,000 m²の建築物には 120 cm の廊下幅を義務づけております。今回の法改正により 500 m²未満の小規模建築物は、廊下幅を 90 cm 以上確保する基準でしたが、本県の場合は、国基準の 90 cm に 30 cm の幅の基準を上乗せし、現行の 120 cm の基準が維持されるように改正を行いました。
- 100 m²程度の小規模物販店に対してもバリアフリー基準の適合を義務づけており、コンビニエンスストアでは、車椅子使用者用トイレ、ベビーチェア、オストメイト、視覚障害者誘導ブロックがあるのが当たり前の環境になっております。小規模建築物も含め、バリアフリー化が着実に進んでおり、オストメイト用設備を利用される方からは、鳥取県内の移動が快適になったというご感想を頂いております。
- 資料 7 p 目について、令和 4 年度 10 月施行を目指し、4 つの検討事項を中心に、現在条例改正の協議を行っております。4 つの検討事項の 1 つ目は、バリアフリー化のさらなる推進を目指して、高齢者、障害者等の利用が多いと見込まれる老人ホーム系の用途、サービス店舗などの条例適用面積の引下げを検討しております。適合率という指標を基に検討しています。この適合率は、過去 5 年間の確認申請件数のうち一般基準適用基準面積以上の建築物の割合を示すものです。先ほども触れましたが、移動等円滑化経路を構成する出入口等に関するバリアフリー基準については、全ての建築物に適合義務が生じます。
- 資料 8 p 目は、2 つ目の検討事項である整備基準の見直しです。福祉のまちづくり協議会の構成団体の皆様から現行条例に関するご意見を頂いており、整備基準の見直しを行っております。主な見直し事項は、トイレの分散化の基準の見直しで、車椅子使用者用駐車場に屋根を設置する対象面積の引下げ、官公庁施設等の主たる出入口の原則自動ドア化等について現在検討しています。
- 3 つ目の検討事項は、ロービジョン者についての配慮で、視覚障害者団体から見えづらさに配慮した施設整備に対するご意見、ご要望を頂いており、整備基準の検討や設計事例集作成を検討しています。
- 4 つ目の検討事項は、既存建築物の利活用のさらなる促進についてです。本県におきましても、古民家や空きビルを用途変更し、地域の魅力を発信する拠点として整備する事例が増えており、バリ

アフリー基準へ適合するため、大規模改修が必要となる事例も見受けられるため、古民家など地域資源の活用促進とバリアフリー化の促進とバランスよく両立させる整備方法を検討しています。

- 資料 9p 目は、バリアフリー整備に対する補助制度のご紹介です。県独自の補助制度と国庫補助を活用した補助制度の 2 種類、制度を設けております。
- 県独自の補助制度である「鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金」は、民間事業者に対し、県と市町村が連携し、バリアフリー化整備にかかる費用を最大 3 分の 2 補助する制度です。法で義務づけしている 2,000 ㎡以上の特定建築物や医療施設、福祉施設の新築を除く条例対象となる建築物を補助対象としております。定期的な条例強化に併せ、補助メニューの拡大をしてきており、今回の条例見直しに合わせての拡充を検討しているところです。
- 表に補助メニューをまとめており、車椅子利用者用トイレの整備は最大 333 万円補助、バリアフリー対応エレベーターの設置は最大 1,000 万円補助、音声誘導装置は最大 150 万円補助、その他、ベビーチェア、誘導ブロックの整備、玄関のバリアフリー化整備等へ補助を設けております。
- 平成 20 年から 167 件の補助実績があり、多くの事業者にご利用、ご協力頂き、県内民間施設のバリアフリー化を進めております。
- 資料 10p 目について、国の交付金を活用した「鳥取県バリアフリー環境整備促進事業補助金」は、国、県、市町村が連携し、民間事業者に対し補助する制度です。人口 5 人以上の市町村または国が規定する計画を策定した市町村が対象となっており、本県の場合、19 市町村のうち 17 市町村は補助対象外です。また、高齢者、障害者の利用頻度が高い商業施設等は補助の対象とならず、補助金の活用のハードルが高い印象を受けております。本県でも平成 20 年から 3 件しか実績がございません。障害者差別法の改正、心のバリアフリーの促進といった国のバリアフリー化の政策が進められる中、市町村の取組をさらに後押しする国支援が地方自治体のバリアフリー化を促進する一助となると感じております。誰もが住みよいバリアフリーなまちづくりの促進に本県も引き続き取り組んでいきたいと考えております。

➤ 資料 7-3 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会における取組

➤ 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会より説明

- 「全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（以下、全旅連）」は非常に長い団体名ですが、まず最初に私どもの組織について説明してから、バリアフリーに関する取組について説明します。
- 全旅連は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下、生衛法）」に基づいて設立された団体です。保健所の営業許可と密接に関係する業種、社会生活を行う上で一番身近な業態として、旅館・ホテル、飲食店。飲食店は細分化されており、一般飲食、おすし屋さん、おそば屋さん、中華料理、喫茶店など、その他、食肉、氷屋さんなど、それぞれに団体があります。飲食店以外にも、理容業、美容業、クリーニングなどが生衛業として、この法律に基づく全国連合会が組織されています。全国に連合会は 16 団体あり、生衛 16 団体と言われている中の 1 つとなります。この生衛法と同時に旅館業法にも関連しており、両方とも厚生労働省が所管していることから、全旅連の監督官庁は厚生労働省となります。
- 全旅連の下に、北海道から沖縄まで 47 都道府県単位でも旅館ホテル生活衛生同業組合があり、これらは都道府県庁とつながっています。さらにその下には単位組合があり、例えば何々温泉旅館組合、事業協同組合など、全国に 1,200 組合以上あり、約 1 万 6 千軒の旅館・ホテルがそこに連なっ

ている非常に大きな組織体です。

- 業界団体の組合として今まで取り組んできたこととして、30年ぐらい前から、21世紀を迎えるに当たって、また高齢化社会を迎えるに当たって、旅館・ホテルがどうあるべきかという議論を重ねました。そして当時の厚生省の協力を得て、平成5年6月にシルバースター登録制度をスタートさせました。本日お配りしている冊子の12ページにシルバースター登録制度について掲載しています。シルバースター登録制度は、一定の基準をクリアしたら、厚生労働省や関係機関、有識者で構成された審査委員会で1軒ずつ審査して登録していきます。ここ数年は、旅館・ホテルの廃業が非常に多く、シルバースター新規の追加より廃業数のほうが多いという状況で、ピーク時は1,200軒の登録施設が、今は700軒ぐらいになっています。さらにコロナ禍によりこの1~2年は全く新規の登録ができていない状況です。
- シルバースター登録制度は、ただ登録しておしまいでなく、登録施設を全国組織化し、全旅連の中にシルバースター部会というのをつくり、平成10年から積極的に部会として事業に取り組んでいます。過去に高齢者や障害者の団体の方々、退職者協会など、いろいろな団体と連携したり、企業とのタイアップもしています。現在も楽天株式会社と連携して、楽天トラベル内にシルバースター登録施設のみ対象とした8月から10月のクーポン券を企画して進めており、非常に好評だとの報告を受けております。
- 本日の資料としてお配りしている冊子「旅館・ホテルのバリアフリー化促進マニュアル」は一昨年度末に作成し、全組合員施設に配付しました。全旅連ではこのようなマニュアルは過去にも何冊も作成していますが、随時新しい情報を更新して作るという取組を進めています。内容に関しては一方通行ではなく、組合員施設の中には先進的に取り組んでいるお宿がたくさんあるので、そういったお宿を紹介することで、ほかの施設に刺激になってもらうことを意識しています。今回も、旅館だけじゃなくて、洋室主体のホテルの好事例も載せております。
- また山梨県の河口湖畔にある富士レークホテルは、こういった取組のリーダー的な役割を担っており、社長さんは当然シルバースター部会の委員であり、業界のバリアフリー化の推進役のお一人でもございます。富士レークホテルにも現地調査に行き、詳しくこのマニュアルにも取り上げています。先月閉幕した東京パラリンピックでは世界25か国から自転車競技の選手とスタッフ約200名を富士レークホテルで受け入れ、それが日経新聞にも大きく取り上げておりました。全旅連としては、そういった取組をもっと掘り下げて、その内容を機関誌に掲載して、全組合員施設に配布して、啓蒙、周知に努めていきたいと考えております。

(6) 建築物のバリアフリーに関する好事例・先進事例の共有

➤ 資料 8-1 SAGA サンライズパーク(佐賀県総合運動場等)整備事業の取組

➤ 佐賀県文化・スポーツ交流局 SAGA サンライズパーク整備推進課より説明

- SAGAサンライズパークの整備事業の取組についてご紹介をさせていただきます。
- 資料1p目は、SAGAサンライズパーク全体の鳥瞰図です。SAGAサンライズパークは、もともとは佐賀県総合運動場と、どこの都道府県さんにもある運動公園でした。令和元年度の条例改正を経て、名称を「SAGA サンライズパーク」に変更しています。右下の青色の四角囲みに書いてあるように、2024年に佐賀県で行われます国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催を契機とし、総合運動場エリアの整備を進めていく上で、ここから新たなまちづくりやライフスタイルが

始まり、佐賀を光輝かせていくという決意を込めて、この地域がもともと佐賀市日の出という地名にちなみ、このエリアを「SAGA サンライズパーク」と名づけました。

- 資料 2p 目について、SAGA サンライズパークへのアクセスは、JR 佐賀駅から北に向かって徒歩約 13 分ほど、距離は約 1.3 キロほどのところにあります。また、福岡県福岡市 JR 博多駅からは特急で約 38 分程度、そこから歩いて 13 分程度ですので、福岡市都市圏からも約 1 時間以内でアクセスできる場所に位置しています。
- 資料 3p 目について、整備に当たっての基本的な考え方としては、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催を契機として、県民の夢や感動を生み出すスポーツの一大拠点の形成を図るとともに、スポーツをはじめとした様々な活動を通じて、地域の活力を生み出し、新たな佐賀県の未来を切り開く「さが躍動」の象徴的エリアになることを目指しております。その 1 番目として、県有スポーツ施設としてのあるべき機能、設備を備えた施設。2 番目として、支える側も楽しめる施設。3 番目として多目的な利用ができる施設。右側のほうにある「する」、「育てる」、「観る」、「支える」、「憩い、にぎわう」という視点に基づいて整備を進めていく予定としております。
- 資料 4p 目について、5 つの視点「する」、「育てる」、「観る」、「支える」、「憩い、にぎわう」を実現するための横軸として、1 つ目が共通のコンセプトをつくろう、2 つ目が共通の設計思想のもと整備を進めようと考えております。共通のコンセプトとは、スポーツ・健康、そしてエンターテインメントの要素を盛り込むこと。共通の設計思想とは、マルチ&シンプルということで、全ての人にとって、マルチ、多目的な利用ができること、そしてシンプル、使いやすく分かりやすいこと、これらを思想として整備を進めているところです。
- 資料 5p 目は、ちょうど今工事が大々的に行われている SAGA サンライズパークの現在の整備状況を定点カメラで示したものです。工事中で現場が煩雑としており、少し分かりにくいですが、赤の丸で囲んでいるところが SAGA アリーナで、今鉄骨の骨組み工事を進めているところです。右奥のほうには、青で囲んでいるところが、SAGA アクアで、これは 50m の屋内プールで国際公認をちょうど先月取得し、今日が現場の引渡しで、竣工したところです。10 月 23 日にはいろいろな方々をお迎えしてオープニングセレモニーを行う予定です。
- 資料 6p 目は、SAGA サンライズパークの整備概要で、上から見た配置図を示しています。赤の点線で囲っているところが SAGA サンライズパークのエリアになります。陸上競技場だったり、球技場があったり、右側のほうに県の総合体育館、一番北側の庭球場などの運動施設が集約した施設内の右下のほうにアリーナ、竣工を迎えた SAGA アクアといった新しい施設を今回新設します。
- 資料 7p 目は、SAGA サンライズパークの整備スケジュールです。現在はこの赤の点線の辺りで、ある程度工事が進んできており、SAGA アクアの竣工を迎えました。一番下のほうにあるアリーナの整備については、工程的には半分を過ぎ、あと 1 年ちょっと残すところです。サンライズパークのグランドオープンは今和 5 年、2023 年 4 月以降となる予定です。そして次の年の令和 6 年、2024 年に、「SAGA 2024」と書いていますが、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が佐賀で行われる予定です。
- 資料 8p 目からは、SAGA アリーナの説明となります。2023 年、令和 5 年春オープン予定で今整備を進めています。工事の状況は先ほど写真でお示ししました鉄骨の骨組み工事を進めているところで、最終的には外観のイメージパースのイメージで整備される予定です。施設概要は、プロスポーツや文化イベントなどを開催できる多目的アリーナで、延べ面積が約 2 万 9,800 m²、構造は鉄骨

造で、階数が地上4階建て、高さ約30mです。観客席数は、メインアリーナが約8,400席、サブアリーナが約450席、天井高さは20m以上、床面は土間コンクリート、ポータブルフロア仕様です。メインアリーナについては、通常の体育館のような木床ではなく、コンクリートの床にしています。これにより大型トラックなどが中に直接乗り入れることができることでコンサートの設営が容易になったり、大規模なイベントが行いやすくなるようにしています。通常の体育館の仕様とは異なり、まさに多目的アリーナ、運動だけではなく様々なコンサート、イベント、展示会等を行える施設ということで、床がコンクリートの施設です。競技面は、メインアリーナが66m×46m、サブアリーナが45m×40mという規模感です。

- 資料9p目は、SAGAアリーナの1階平面図と2階平面図です。中央部にメインアリーナがあり、その左上にサブアリーナがあるという空間構成です。1階は、イベント主催者・関係者のフロアがメインのエリアで、2階は、観客・来場者フロアとなります。
- 資料10p目は、3階と4階の平面図です。3階はVIPフロア、4階は2階と同じく観客・来場者フロアという空間構成です。
- 資料11p目はメインアリーナの活用例で、観るスポーツの試合、バレーボールのVリーグ「久光スプリングス」の試合、バスケットボールBリーグ「佐賀バルナーズ」の試合などを行う予定です。イベントでは、おもちゃ博のようなキッズイベント、アイスショーなどのイベントの開催も予定しています。通年にわたるコンサートや大規模な会議・展示会の開催などを行う予定です。また、高校総体、中体連などの大会も当然使って頂けます。
- サブアリーナの活用例は、こちらは多目的アリーナとは違い、通常の大会利用や県民の方の日常利用などを想定しているところです。また、メインアリーナでのVリーグなどの試合が行われるときのウォームアップ会場となる予定です。
- 資料12p目は、SAGAアリーナの特徴で、全ての人にとって使いやすいアリーナの整備の1例をご紹介します。中央辺りの青の字で「一般利用者の視点」にあるように、SAGAアリーナのトイレは「みんなのトイレ」として、便房内の内接円の大きさを直径180cm以上取る計画となっています。右下の赤の字で「観客の視点」にあるように、今回十分な数の車椅子スペース、約100席を準備しています。また、全ての席から競技面が見やすくなるためのサイトラインの確保として、車椅子利用者全ての方の利用者のサイトラインを確保するというのを重要視して計画を進めています。右のほうに写真を貼りつけていますが、個室利用ができるボックス席も用意しています。左側の黄色の字について「競技者の視点」とあるように、車椅子競技のアスリートの利用も想定した十分な広さの控室、ロッカールームを備えています。
- 「一般利用者の視点」のその他としては、機能を分散させた多目的トイレ、バリアフリートイレを多数設置しています。「観客の視点」のその他としては、観覧中に例えば精神が落ち着かない、ちょっと少し休みたい、そういったお客様への対応として、個室で利用できるカームルームを3部屋用意する計画となっています。「競技者の視点」のその他としては、車椅子競技の方が車椅子のまま更衣、シャワーが利用できる大型の多目的更衣室を複数室設置しています。
- 資料13p目は、SAGAアリーナが先日、国が選ぶスタジアム・アリーナ20選に選定されたというご紹介です。評価項目としては、スポーツや文化など様々なシーンの実現により、新たな交流を創出し地域への波及効果を生み出すプロフィットセンターとしての構想があること、プロスポーツ、行政、地域住民など多くの関係者が参画したオール佐賀の取組で整備が進められていることなどが

評価されて、スタジアム・アリーナ20選に選定をして頂いたところです。今後、全国の先進事例として注目を頂き、2023年春のグランドオープンに向けて進めてまいります。

- 資料 14p 目は、このサンライズパークから新しいライフスタイルが始まる、夢や感動を生み出す「さが躍動」のエリアに生まれ変わらせると、強い信念を持って、今、各施設の整備を進めているところです。
- 資料 15p 目からは、SAGA アリーナのパスを参考につけています。佐賀駅のほうから建物を望んだパスです。三角形の多面体で構成された特徴的な外観を持っています。
- 資料 16p 目は、SAGA アリーナの2階の観客の方々がメインでアプローチする2階のペデストリアンデッキを SAGA アリーナに向かって歩いているところのパスです。奥に見えている SAGA アリーナの2階の部分がメインのエントランスホールになります。
- 資料 17p 目は、SAGA アリーナの前で、2階エントランスホールの前のイメージパス図です。ここはお客さんが入っていくメインの空間になります。
- 資料 18p 目は、SAGA アリーナの2階エントランス前、下からホール部分を見上げた写真です。
- 資料 19p 目は、SAGA アリーナの2階エントランスホール内部のパスで、こういった空間になる予定です。
- 資料 20p 目は、メインアリーナのバレーボールの試合が行われているイメージパスです。観客席が最大約 8,400 席、4層構造になりますので、かなりボリューム感があるメインアリーナとなる予定です。以上、簡単ではございましたが、SAGA サンライズパークにおける整備の状況、取組事例ということでご紹介をさせていただきました。

(7) フォローアップ会議における今後の議論の方向性 (案)

- 資料 9 フォローアップ会議における今後の議論の方向性 (案)
- 国土交通省住宅局参事官付より説明

○意見交換

【東洋大学 高橋座長】

- ご説明ありがとうございました。今とてもたくさんの好事例、様々な取組が出てきてまいりました。いずれも今後の標準化を目指したゴールの1つになっていくのではないかと思います。
- それでは、この後質疑応答したいと思います。皆様方から、事例紹介についての質問、フォローアップ会議における議論の方向性の(案)に関する質疑など、お願いします。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- 様々な好事例のご紹介をありがとうございました。今後の方向性と併せて発言します。
- 床面積 2,000 m²以上を対象とした義務化は、2002年のハートビル法改正で導入されたとのことですが、それから約20年経とうとしています。鳥取県では、500 m²未満にも網をかけています。国としても、この2,000 m²以上という基準を見直して頂きたいと思います。これが1点目です。
- 鳥取県から国の制度に対する指摘があった人口5万人以上の市町村が対象という点について、5万人の根拠があるかどうかも含めて、今後きちんと見直してもらいたいというのが2点目です。
- 佐賀県からも事例の報告をありがとうございました。少し気になったのは、「みんなのトイレ」という名称についてです。「誰でもトイレ」や「みんなのトイレ」ではなく、必要な人が使うトイレに

していこうということで、「バリアフリースイール」という言葉を国も今後使う方針と聞いていますが、お考えを聞かせて頂ければと思います。以上3点です。

【DPI 日本会議 佐藤（聡）委員】

- まず文科省の資料について、素晴らしい資料を作って頂き感謝申し上げます。エレベーターの設置に関して、要配慮児童・生徒等がいるのにエレベーターではなくてキャタピラー式で済まそうとしている教育委員会があるというような相談が幾つか来ております。文科省でつくってくださった計画では、エレベーターを設置するとなっており、資料7-1の4p目では、キャタピラー式は駄目ということ、写真を入れて例示をして頂いて、これはとてもよいものだと思います。これを各教育委員会に配布するのかどうかについて、ぜひ教えて頂きたいと思います。また、こういった相談を文科省の中に相談窓口をつくって頂き、保護者や本人からの相談を受け付けるようにして頂きたいと思います。
- 佐賀県のアリーナを見させて頂きました。よくできていると思いました。特にサイトラインのところは、建築設計標準の基準より上で、前の人の身長が180で、車椅子の目の高さ90というのはかなりいい基準だと思います。お聞きしたいのは、これを作る上で、当事者参画でユニバーサルデザインワークショップみたいなものを実施されたかどうか。もう一つは、ベースとなる設計のガイドラインは何を参考にされたのかということです。Tokyoアクセシビリティ・ガイドラインや、建築設計標準、あるいは独自に佐賀県としてガイドラインを作られたのか、その辺を教えてくださいと思います。もし可能でしたら、陸上競技場のほうの車椅子席はどのようになっているのか、席数とか、その辺も教えてくださいと思います。

【日本視覚障害者団体連合 橋井委員代理（三宅）】

- 佐賀県さんに2点、お伺いします。1点目は、資料で私が見落としているのかもしれませんが、車椅子利用者や発達障害の方向けのことは紹介されていたのですが、視覚障害の方向けの工夫があれば是非教えて頂きたいということ、当然視覚障害者の団体にもご意見を聞きながら取り組まれたと思いますので、どのようなところに意見が反映されたのかというのが気になりますので、ぜひ教えてください。
- もう1点が、国立競技場でも同じですが、観客席ではなくて、選手が使うところに関してはどういった考え方で取組を進められたのかということをお教え頂ければと思います。

【日本身体障害者団体連合会 浅香委員】

- 私も設計段階から障害当事者の声を聞くということをぜひ制度化、法制化して頂きたいと思っております。
- 私の地元は札幌市ですが、1995年の札幌ドームの構想と設計が持ち上がったときから、私どもの障害者団体がいろいろ意見を言えるということができました。公共的な建物を建てるというときに一番喜ばれたのは、第二火葬場を造るとき、親族の控室を和洋折衷にしたことです。個別の親族の控室は和室が多いと思いますが、当時の会長が車椅子使用者で、ロビーでぼつんといて寂しいんだよね、ということから新しい火葬場は和洋折衷になり、既存の火葬場も改築の際には和洋折衷になり、ハードだけでなく、ソフト的な充実も図れたと思っています。
- 4年前にできたある劇場では、地下2階から地上4階のエレベーターが階によって、北側から乗るところと南側から乗るところとバラバラで、車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者は、音声案内、矢印で乗降の方向性は示されているものの、やっぱり乗り降りの準備、心構えをして乗る人も多い

ことがあります。今後は新築の大規模施設についてそういったこともなくして頂きたいと思っております。

- 体育館も3年前に大きな体育館ができましたが、当初設計では常用の車椅子の人が1人しか乗れないようなエレベーターが1基しかないという状況でした。アリーナのフロアが2階で、札幌市から車椅子バスケの大会など、どんどんやってほしいと言われたのですが、ハの字の競技用の車1台すら乗らないエレベーターだったので、直してもらいました。使用目的に合った整備内容にして頂くことが大切だと思っています。
- 佐賀県の体育施設の図面を見させて頂きました。キャンバー付きの競技用車椅子のまま控室に入れることができるのか、障害当事者の競技団体も含めて意見を聞かれたかどうか教えて頂ければと思っております。

【東洋大学 高橋座長】

- 4人の方から発言ありました。佐藤委員からご質問ありました文科省のエレベーターの件で、各設置者への周知がされているのかどうか、あるいは相談の場はどのようにつくられるかという質問について、ご回答をお願いします。

【文部科学省】

- エレベーターの種類の違いについては、今後周知を図る予定です。このような場を借りて会議資料に入れていくということも含め、事務連絡等の文書によっても、各自治体、各学校設置者に対して周知を図る予定です。
- また、自治体の細かな状況はいろいろあるため、今後相談窓口を設置し、自治体で起きている課題などを聞きながら、きめ細やかに対応させて頂ければと考えているところです。

【東洋大学 高橋座長】

- これまでも何度も繰り返し議論がありました対象規模についてと、交付金が5万人以上の根拠はどこにあるのかについて、住宅局の方から回答をお願いします。

【事務局】

- 貴重なご意見ありがとうございます。今のバリアフリー法の法体系が2,000㎡以上を義務化しており、地方公共団体が条例で規模を引き下げていくことができるという体系としています。地方公共団体では、バリアフリーの義務基準をつくるだけではなく、補助金の施策など含めて総合的に施策を推進していく中で、地域の実情に応じて様々な基準を追加したり、対象を広げたりできるという形で規定しているところです。頂いたご意見は、今後の検討課題という風に捉えています。
- 5万人以上について、鳥取県さんからもご意見頂戴したところです。今すぐご回答はできないのですが、受け止めて、考えてまいりたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 佐賀県さんへの質問が多かったですが、ご回答頂けるものだけでも結構ですので、よろしく願います。

【佐賀県】

- 1番目にお尋ねがありました「みんなのトイレ」の名称について、国交省でバリアフリートイレというような取組を始められた中で、佐賀県でもいろいろ議論を行いました。しかし、これまで佐賀県の取組として、「みんなのトイレ」というネーミングでいろいろな認定制度などの事業を行ってきた関係で、現時点では「みんなのトイレ」という名称をつけております。

- 今回のアリーナにおいては、一般トイレの中にも広々ブースを多数設ける、あるいは、トイレの数がかなり多いので、設備関係について、あらゆるトイレで機能分散を徹底的に行いながら、全ての方々がなるべく使いやすいように設計を進めてきたところです。また佐賀県内でも今後の展開に向けて議論をさせて頂きたいと思っています。
- 次に、サイトラインのご質問があったと思います、サイトラインは車椅子の方々の眼高は低く、そして前に立たれる方の身長は高くということで設計を進めてまいりました。その結果、非常に勾配がきつくなって、すり鉢状のアリーナになり、それはそれでご意見頂いたところもありました。東京オリパラのアクセシビリティ・ガイドライン等を参考にさせて頂きながら、設計者やいろいろな関係団体の方々と意見交換等をさせて頂きながら今の計画にしているところです。
- 視覚障害者の方々に対してどういった工夫をしたのかというご質問に対してですが、視覚障害者団体連合会の方々といろいろな意見交換をさせて頂きました。それは設計段階においてだけでなく、今の現場の工事段階でもさらなる改善点がないかということで、必要に応じて意見をお伺いしています。その中で、例えばトイレの洗浄ボタンの色について、ボタンの色とその背景の字の色がシルバー同士という色合いが多いのですが、それは非常に使いづらいのでやめてもらいたいといったご意見があり、押しボタンの色をメーカーさんに問い合わせ発注をするなどの対応を行いました。また、建物の出入口だったり、バリアフリートイレの出入口のところに音声案内がありますが、その案内を分かりやすく、どういった周知をしたらいいかということについて、文言一つ一つチェックして頂いたり、なるべく端的に分かりやすい文言にするというようなご意見を頂きながら、それを設備設計に反映させていくなどの対応をさせて頂いたところです。
- 選手が使うところはこういった方法で、アプローチで計画を進めたのかというご質問がありました。例えば水泳、車椅子バスケットなど、ご意見を伺い、また、関係するガイドラインや報告書等を参考にしながら、実際の車いすの使い方や移動の仕方等も踏まえて、出入口の幅や廊下の材質などの計画を進めさせて頂きました。
- 陸上の施設はどうなっているかというご質問がありました。陸上施設は前回の国体のときに整備した施設ですので、50数年たっている非常に古い施設になります。今回の再整備の中で、既存部分の改修と、増築等を行っています。もともとはメインスタンドの中のある一角にしか車椅子利用者の観客席なかったため、今回の再整備、改修の中で中央部分に平らな部分を増設して、介助者のスペースも含めて約24席程度の車椅子利用者用観客席を設けさせて頂きました。また、古い施設で、階段でしかスタンドに上がれなかったところも多々あるので、階段昇降機を二基ほど増設するというような対応をしています。既存施設ですので、バリアフリー改修については、可能な限り対応することで今計画を進めさせて頂いております。

【東洋大学 高橋座長】

- 浅香委員からのご意見にあった、エレベーターの出入口等の統一化の問題については、設計標準の中にも含めていく内容かと思っておりますので、今後また議論をさせて頂ければと思います。

【日本パラリンピアンズ協会 岩崎委員】

- 最初に東京オリパラに関して、大会の総括が9月27日に組織委員会より出ています。関係団体、皆様のご尽力で大会が成功裏に無事に終わりました。まずこの場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。特にパラリンピックに関しては、いろいろなテレビの視聴率も過去最高になり、国内の世論調査でもオリンピックが6割、パラリンピックが7割の人が開催してよか

ったと回答されたということで、これも皆さんのご尽力の一つだと思っています。

- 学校の施設のバリアフリー化の推進は大変意欲的な取組だと考えています。コンパクトシティー化、少子化による学校の統廃合もある中、地域における防災の拠点、コミュニティーの場など含め、多機能化してくると考えられます。学校が減少し、多機能してくることを想定したバリアフリー化として、車椅子のトイレ仕様、スロープ、エレベーターなどを整備していく必要があると思います。スポーツ庁では障害を持った方のスポーツ実施率を40%にするという目標を掲げていますので、例えば屋内の運動場なども地域で活用するなど、様々な学校の利用が考えられると思います。そういう面も含めて取組を推進して頂ければと思います。

【DPI 日本会議 佐藤（聡）委員】

- 今後のフォローアップ会議について2つほどお願いがあります。1つは、小規模店舗のバリアフリーガイドラインが出来てこの4月からスタートしていますが、実際にどのぐらいの事業者がこのガイドラインを守っているかの実態調査をして頂きたいと思います。令和元年の8月に2,000㎡未満の店舗・飲食店の実態調査を住宅局でやって頂いたと思います。新しく建築確認申請出すものについて3か月間調べて頂いたんですが、とても有効な調査だったと思います。今回、新たなガイドラインをどのぐらい守っているかというのを把握できると、比較もできて、今後の施策を検討できると思います。
- 2点目は、スタジアムのバリアフリー基準について、ぜひとも義務基準に引き上げることを検討頂きたいと思います。東京2020大会で世界の基準がTokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインというもので入ってきて、それに基づいてオリパラのスタジアムの整備ができました。残念ながらその後、最近出来た各地のスタジアムはこの建築設計標準を守ってないものが非常に多いです。そのため義務基準に引き上げないと、これからどんどん本当に残念なものが出てしまうと思いますので、義務基準への引上げについても検討頂きたいと思います。

【事務局】

- 貴重なご意見ありがとうございます。3年前に実施した小規模店舗の実態調査については、2,000㎡以上の義務基準に小規模なものが適合しているのかどうかについてサンプル的に調査させて頂いたものです。今回、3月に小規模店舗に関するガイドラインとして新たに様々な項目を増やして規定しています。例えば原則として飲食店の内部については可動席とすることのように幅広い基準を整理しているため、実態上、網羅的にその全体像を把握、整理するというのがちょっと難しいと悩んでいるところです。こういった形で整理できるのか、実態として皆さまが使えるものになっているのかということについて、今後考えていきたいと思っています。
- スタジアムのバリアフリー基準の義務化につきましては、様々な慎重に検討する課題があると思っております。また引き続き意見交換させて頂ければと思っております。

【東洋大学 高橋座長】

- 2020大会のオリパラのレガシーをどうやってつなげていくかという関連のご質問あるいは回答かと思っています。とても重要な部分ですので、さらに議論を深めていかなければいけないと思います。
- それでは、フォローアップ会議の全体の議論の方向性について、おおむね皆様方のご理解を得たと理解しております。今日提案、ご説明して頂いた資料9を踏まえ、建築設計標準のフォローアップということですので、建築設計標準の見直し、そして次の展開をどう図るか、先ほどご紹介があったような各地の好事例を全国の自治体に波及させていくためにどうするのか、そのときに国の役

割としてどんなことが考えられるかということをもう一度、次回以降、本格的に議論を進めていきたいと思います。

- たくさんの事例がさらに集まってくる可能性があります。事例の報告は少なめにしながら、議論する時間、皆様方に発言していただくような時間を、今回よりも次回、次回よりもさらに次の回で増やしながら方向性が議論できればと思います
- 次の年度についての方向性も、最初のご説明の中で示されておりますので、焦る必要はありませんが、このような議論をしている間にも着実に設計活動や各地の施設の整備、あるいはまちづくりの整備が進んでいるので、喫緊な課題もあるかと思えます。それらも含めて皆様方からしっかりとした意見、ご提案を頂ければと思っております。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。
- これまでのご報告とそして意見交換について感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

6. その他

- 追加意見の提出様式について事務局から説明。追加意見については10月15日締め切りとする。
- 次回会議については来年1~2月頃の開催を予定。改めて事務局よりご連絡を差し上げる予定。

7. 閉会

以上